

都市計画法第17条第1項の規定に基づく都市計画変更の理由書

1. 案件名

函館圏都市計画道路の変更（北海道決定）

2. 決定経緯

別添計画決定経緯表のとおり

3. 都市計画変更の内容

3・4・19号放射1号線：一部区域の廃止（隅切り）
構造の変更（平面交差箇所減 1箇所）

4. 都市計画変更の理由

都市計画決定後、長期未着手となっている都市計画道路について、市で策定した「函館市長期未着手都市計画道路の見直し方針」に基づいて検証した結果、当初、戦後の都市復興を目的として決定した都市計画道路3・6・68号沿線1号通については、並行する幹線道路が整備されたこと、また、将来交通量が少ない路線であることから廃止するものであり、これと交差する3・4・19号放射1号線の一部区域（隅切り）を廃止するとともに構造（交差箇所数）を変更するものである。